

国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本学における個人情報の取扱い(第3条―第11条)</p> <p>第3章 個人情報ファイル(第12条)</p> <p>第4章 受付(第13条)</p> <p>第5章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示(第14条―第28条)</p> <p> 第2節 訂正(第29条―第37条)</p> <p> 第3節 利用停止(第38条―第43条)</p> <p> 第4節 審査請求(第44条―第46条)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 特定個人情報の取扱いに関する特例(第46条の2)</p> <p>第7章 雑則(第47条―第50条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> (目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)</u>及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本学における個人情報の取扱い(第3条―第11条)</p> <p>第3章 個人情報ファイル(第12条)</p> <p>第4章 受付(第13条)</p> <p>第5章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示(第14条―第28条)</p> <p> 第2節 訂正(第29条―第37条)</p> <p> 第3節 利用停止(第38条―第43条)</p> <p> 第4節 審査請求(第44条―第46条)</p> <p><u>第5章の2 独立行政法人等非識別加工情報の提供(第46条の2―第46条の16)</u></p> <p>第6章 特定個人情報の取扱いに関する特例(第46条の17)</p> <p>第7章 雑則(第47条―第50条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> (目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)</u>及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等</p>	

に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の保有する個人情報の保護に関する基本的事項を定めることにより、本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 (略)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(新設)

に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の保有する個人情報の保護に関する基本的事項及び独立行政法人等非識別加工情報(独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の提供に関する事項を定めることにより、本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 (略)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方式を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を

<p>(新設)</p>	<p><u>識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>ロ 個人識別符号が含まれるもの</u> (2) この規程において「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。</p>	
	<p><u>イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</u> <u>ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>(3) この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を擁するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	
<p>(2) <u>保有個人情報</u> <u>本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、公文書等の管</u></p>	<p>(4) この規程において「保有個人情報」とは、<u>本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、公文書等の管理に関する法律(平成2</u></p>	

理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)第 2 条第 5 項に規定する法人文書(同項第 4 号に掲げるものを含む。以下「法人文書」という。)に記録されているものに限る。

(3) 個人情報ファイル

保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(4) 本人

個人情報によって識別される特定の個人

(新設)

1 年法律第 66 号)第 2 条第 5 項に規定する法人文書(同項第 4 号に掲げるものを含む。以下「法人文書」という。)に記録されているものに限る。

(5) この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(6) この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(7) この規程において「非識別加工情報」とは、次に掲げる個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この号において同じ。)の区分に応じて当該イ及びロに定める措置を講じて特定の個人を識別することができない(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあつては他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の国立大学法人東京農工大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する

<p>(新設)</p>	<p><u>細則（以下「細則」という。）で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第46条の10第1項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。</u></p> <p><u>イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</u></p> <p><u>ロ 第1号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</u></p> <p><u>(8) この規程において「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）以下この号において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。</u></p> <p><u>イ 第12条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿</u></p>	
-------------	---	--

	<p><u>に掲載しないこととされるものでないこと。</u></p> <p><u>ロ 独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等(以下「独立行政法人等」という。)に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、本学が次のいずれかを行うこととなるものであること。</u></p> <p><u>(ア) 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。</u></p> <p><u>(イ) 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。</u></p> <p><u>ハ 本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲で、第46条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。</u></p>	
(新設)	<p><u>(9) この規程において「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>イ 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</u></p> <p><u>ロ イに掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索できるように体系的に構成したものと</u> <u>して政令で定めるもの</u></p>	
(新設)	<p><u>(10) この規程において「独立行政法人等非識別加工情報取扱業者」とは、独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</u></p>	

<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>第2章 本学における個人情報の取扱い (利用目的の明示)</p> <p>第4条 本学は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式<u>その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第26条において「電磁的記録」という。)</u>を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(正確性の確保)</p> <p>第6条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p>	<p><u>イ 国の機関</u></p> <p><u>ロ 独立行政法人等</u></p> <p><u>ハ 地方公共団体</u></p> <p><u>ニ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>第2章 本学における個人情報の取扱い (利用目的の明示)</p> <p>第4条 本学は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(正確性の確保)</p> <p>第6条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報(独立行政法人等非識別加工情報(独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。次条第2項において同じ。))及び削除情報(第46条の2第3項に規定する削除情報をいう。次条第2項及び第12条第2項第3号の3において同じ。)に該当するものを除く。次条第1項、第9条及び第14条第1項において同じ。)が過去又は現在の事実と合致するよう</p>	
---	--	--

<p>(安全確保の措置) 第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、本学から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p> <p>第3章 個人情報ファイル (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第12条 本学は、その保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略) (新設) (8)～(12) (略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1)～(3) (略) (新設) (新設) (4)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5章 開示、訂正及び利用停止</p>	<p>努めなければならない。</p> <p>(安全確保の措置) 第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、本学から個人情報 <u>(独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第40条及び第49条において同じ。)</u> の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p> <p>第3章 個人情報ファイル (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第12条 本学は、その保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略) <u>(7)の2 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u> (8)～(12) (略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1)～(3) (略) <u>(3)の2 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル</u> <u>(3)の3 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル</u> (4)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5章 開示、訂正及び利用停止</p>	
---	---	--

第1節 開示

(保有個人情報の開示義務)

第16条 本学は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ (略)

(3)～(5) (略)

(部分開示)

第17条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求

第1節 開示

(保有個人情報の開示義務)

第16条 本学は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ (略)

(3)～(5) (略)

(部分開示)

第17条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示

者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(新設)

しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第5章の2 独立行政法人等非識別加工情報の提供

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等)

第46条の2 本学は、この章の規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第46条の3 本学は、本学が保有している個人情報ファイルが第2条第8号イ及びロのいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第12条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び第46条の3各号に掲げる事項」とする。

	<p>(1) <u>第46条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</u></p> <p>(2) <u>第46条の5第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>当該個人情報ファイルが第2条第8号ロ（イに係る部分に限る。）に該当するときは、第46条の8第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨</u></p> <p><u>(提案の募集)</u></p> <p><u>第46条の4 本学は、細則の定めるところにより、定期的に、本学が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。</u></p> <p><u>(独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)</u></p> <p><u>第46条の5 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の提案は、細則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を本学に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>提案に係る個人情報ファイルの名称</u></p> <p>(3) <u>提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数</u></p> <p>(4) <u>前号に掲げるもののほか、提案に係る独立行政法人等非識</u></p>	
--	--	--

	<p><u>別加工情報の作成に用いる第46条の10第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項</u></p> <p>(5) <u>提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他独立行政法人等非識別加工情報がその用に供される事業の内容</u></p> <p>(6) <u>提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間</u></p> <p>(7) <u>提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の漏えいの防止その他独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、細則で定める事項</u></p> <p><u>3 前項の書面には、次に掲げる書面その他細則で定める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第1項の提案をする者が次号各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面</u></p> <p>(2) <u>前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面</u></p> <p><u>(欠格事由)</u></p> <p><u>第46条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。</u></p> <p>(1) <u>未成年者、成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(3) <u>禁錮以上の刑に処せられ、又は法、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行</u></p>	
--	---	--

	<p><u>を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p><u>(4) 法第44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p><u>(5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p><u>(6) 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p><u>(提案の審査等)</u></p> <p><u>第46条の7 本学は、第46条の5第1項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第46条の5第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p><u>(2) 第46条の5第2項第3号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて細則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。</u></p> <p><u>(3) 第46条の5第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第46条の10第1項の基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 第46条の5第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は</u></p>	
--	---	--

活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

(5) 第46条の5第2項第6号の期間が独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて細則で定める期間を超えないものであること。

(6) 第46条の5第2項第5号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、細則で定める基準に適合するものであること。

2 本学は、前項の規定により審査した結果、第46条の5第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、細則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 第46条の9の規定により本学との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、細則で定める事項

3 本学は、第1項の規定により審査した結果、第46条の5第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、細則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第46条の8 個人情報ファイル簿に第46条の3第3号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第46条の5第1項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成

する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求と、前条第2項の規定による通知を当該法人文書の全部又は一部を開示する旨の決定とみなして、独立行政法人等情報公開法第14条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「独立行政法人等は」とあるのは、「独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。次項において同じ。）は」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第1項に規定する第三者が第46条の5第1項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)
第46条の9 第46条の7第2項の規定による通知を受けた者は、細則で定めるところにより、本学との間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)
第46条の10 本学は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして細則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、本学から独立行政法人等非識別加工情報の作成

の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第46条の11 本学は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第46条の3の規定により読み替えられた第11条第1項の規定の適用については、同項中「及び第46条の3各号」とあるのは、「並びに第46条の3各号及び第46条の11各号」とする。

(1) 独立行政法人等非識別加工情報の概要として細則で定める事項

(2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第46条の12 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第46条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第46条の5第2項及び第3項、第46条の6、第46条の7並びに第46条の9の規定は、前項の提案について準用する。この場合

において、第46条の5第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第46条の10第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第46条の7第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第46条の13 第46条の9（前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、本学の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、行政機関個人情報保護法第44条の13の手数料の額を参酌して、本学が定める。

3 本学は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第46条の14 本学は、第46条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第46条の6各号（第46条の12第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

<p>第6章 特定個人情報の取扱いに関する特例</p> <p>第46条の2 (略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(保有個人情報の保有に関する特例)</p>	<p>(3) <u>当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。</u></p> <p>(安全確保の措置)</p> <p>第46条の15 <u>本学は、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第46条の10第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして細則で定める基準に従い、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、本学から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</u></p> <p>(従事者の義務)</p> <p>第46条の16 <u>次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</u></p> <p>(1) <u>独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する本学の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者</u></p> <p>(2) <u>前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者</u></p> <p>第6章 特定個人情報の取扱いに関する特例</p> <p>第46条の17 (略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(保有個人情報の保有に関する特例)</p>	
--	--	--

<p>第47条 保有個人情報(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、本学に保有されていないものとみなす。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第49条 本学は、本学における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>	<p>第47条 保有個人情報(独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、本学に保有されていないものとみなす。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第49条 本学は、本学における個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>	
--	---	--

附 則(平成29年5月30日規程第16号)
この規程は、平成29年5月30日から施行する。